

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
令和 6 年度第 2 回運営協議会
- 2 会議日時 令和 7 年 2 月 4 日 (火) 午後 7 時 30 分から
午後 8 時 15 分まで
- 3 開催場所 役場 1 階 101 会議室
- 4 参加者数
 - (1) 委員 出席者 9 名
(うち 「議事 1」 途中からの出席者 1 名(A 委員))
欠席者 3 名
(B 委員・C 委員・D 委員)
 - (2) 執行機関 出席者 4 名
 - (3) その他 出席者 0 名
- 5 議事等
 - (1) 国民健康保険税について
 - (2) 令和 7 年度国民健康保険特別会計予算案について
 - (3) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資 料 1 令和 7 年度税制改正への対応
 - 資 料 2 令和 7 年度 国民健康保険特別会計当初予算 (案)
 - 参考資料 マイナ保険証の利用状況
 - 参考資料 国保新聞より
- 7 発言の内容

事務局(課長) 定時になりました。A委員から、遅れて出席するという連絡をいただいております。B委員、C委員、D委員からは、欠席の連絡をいただいておりますので始めさせていただきます。

本日の協議会の議事録は、後日ホームページで公表させていただきます。会議中の写真撮影と録音については、記録用にさせていただきますので、併せてご了承ください。

事務局(課長) **次第1 開会**
富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の出席をいただきましたので、富士川町国民健康保険運営協議会が成立しております。

事務局(課長) **次第2 会長あいさつ**
会 長 (あいさつ)

事務局(課長) **次第3 会議録署名委員の指名**
運営協議会規則第6条において、会長が協議会の議長となるとなっております。また、第11条で議長が2名の会議録署名委員を指名することとなっております。会長から指名をお願いいたします。
会 長 1号委員よりE委員、2号委員よりF委員を指名します。

事務局(課長) **次第4 議事**
協議会規則第6条により会長に議長をお願いします。

議 長 **議事1 国民健康保険税について**
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料1を使い説明)
<主な説明>
1 ページ令和7年度税制改正への対応になります。
1. 概要 令和7年度税制改正の大綱が令和6年12月27日に閣議決定され、国では法令の整備が進められています。

国民健康保険税（以下国保税）に関係するおもな改正が次のとおりです。

I 課税限度額の見直し

II 低所得者に係る国保税の軽減判定所得の見直し

III 給与所得控除の引き上げの影響

（イメージ図を説明）詳しくは次ページからの資料で説明します。

2. 対応 国の地方税法等の改正は3月下旬を想定しております。これに基づいて町の条例等を改正して令和7年度から適用する予定です。

3. 例規対応 条例等の改正は専決または6月の定例会を予定しています。

（ここで 遅れていた A委員が着席）

2 ページ補足資料 I 「課税限度額の見直し」について説明します。

1. 概要 国保の保険税負担は納付能力に応じた公平なものである必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度、課税限度額を設けることとしています。

2. 改正の内容 基礎課税額に係る課税限度額を65万円から1万円引き上げて66万円とします。

後期高齢者支援金等課税額は、24万円から2万円引き上げて26万円とします。介護納付金課税額は、据え置きになります。

（下表を説明、（参考）課税限度額の推移を説明）

3 ページ補足資料 II 「低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直し」を説明します。

1. 軽減措置の概要 国保税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合は、均等割額と平等割額を7割、5割、2割軽減して、負担を軽くする軽減制度があります。

2. 改正の内容 5割軽減の基準は、被保険者に乗ずる金額を29万5,000円から1万円引き上げて30万5,000円とします。

2割軽減の基準は、54万5,000円から1万5,000円引き上げて56万

円とします。

3. 計算方法と改正の内容

軽減対象になるか否かは、世帯内の国保被保険者全員の前年の総所得の金額の合計額（国保の被保険者以外の世帯主と特定同一世帯の所得者の所得も含む）を算出し、7割、5割、2割の基準を満たすか否かを判定します。

（下表を説明）

4 ページ「Ⅲ 給与所得控除の引き上げの影響」を説明します。

1. 概要 税制改正の大綱には、所得税、住民税の基礎控除および給与所得控除の改正が明記されました。このうち給与所得控除の改正は、国保税の算定に影響が出てきます。

大綱では、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円と 10 万円引き上げられることになっています。

2. 国保税への影響 国保税の所得割では、給与所得控除と国保の基礎控除の金額を控除した基準総所得金額に税率をかけて算定していますが、給与所得控除を引き上げると基準総所得金額が減るので、課税額が減額となる可能性があり、国保税収入減の可能性が考えられます。

次に、軽減判定への影響になります。国保税の 7 割、5 割、2 割の軽減についても、給与収入から「給与所得控除」の金額を控除した「軽減基準所得金額」を軽減判定に使用しているので、給与所得控除を引き上げると、軽減基準所得金額が下がって、軽減対象者が今より増え、国保税収入が減ることが考えられます。

1 月 20 日国保新聞の記事を載せましたのでご覧ください。

以上が説明となります。ご審議をお願いします。

議 長
F 委員

事務局の提案に対し、何か意見、質問などがありますでしょうか。
3 ページで「前年中」という言葉と「前年度中」の二つの言葉が出てきます。「3. 計算方法と改正の内容」では、「前年度中の総所得金額」とあるのですが、3 月までの総所得を考えるとということですか。

事務局

申し訳ありません。3 ページ「3. 計算方法と改正の内容」1 行目から 2 行目「前年度中の総所得金額等」は、「前年中の総所得金額等」の誤りです。「度」は入りません。訂正いたします。

議 長
各委員

ほかに何か意見、質問などがありますでしょうか。
異議なし

議 長 無いようですので、議事 1 は承認されました。

議 長 **議事 2 令和 7 年度国民健康保険特別会計予算案について**
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料 2 を使い説明)

<主な説明>

資料の 5 ページ、令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算案をご覧ください。歳入歳出とも 14 億 9,016 万 6,000 円ということで、令和 6 年度の当初予算に比べ 3%ほどの減となっております。被保険者の減少が大きい要因です。

資料 2 左上に令和 6 年 11 月末現在の状況を載せました。世帯数が 1,833 世帯で、前年度比 69 世帯の減。被保険者数は 2,739 人で前年度比 140 人減少しています。

比率でいいますと、世帯数が 4%減、被保険者数が 5%減少しています。減少の要因でございますが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に多く移行したことと、社会保険の適用拡大が考えられます。

資料 6 予算参考資料で、増減を見ながら説明します。

(歳入について)

1 款 保険税ですが、前年度比 2,718 万 7,000 円の減ということで、比率で言うと 1 割近く減っている計算になります。

要因は被保険者数の減が一番大きいですが、滞納調定額の減少も要因となっています。

3 款 手数料ですが、2 万円の減で督促手数料の見込額を 12 万円から 10 万円に減額しました。

5 款 の県支出金ですが、普通保険給付費等交付金は歳出の 2 款の保険給付費の一般被保険者分と審査支払手数料、そして出産育児一時金審査支払手数料の合計と同額で、県で支出した分を普通交付金として入れていただいています。590 万 6,000 円の減で、被保険者数の減が要因です。特別保険給付費等交付金が 552 万 2,000 円の増となっております。要因いたしましては、県の助言を受けましてレセプト点検委託料を新たに交付金の対象として計上し、交付金が増えたことが要因です。

7 款 繰入金はいずれも減少していますが、大きく減少しているものとして出産育児一時金等の繰入金が 300 万から 200 万で、100 万円

減となります。出産の件数が伸びないため、想定件数を令和7年度は9件から6件に減らし、繰入金を100万円減の200万円で計上しました。

財政安定化支援事業の繰入金が1,080万円減です。繰入金額は、7割、5割、2割軽減の軽減額と、軽減世帯の全体に占める割合を算定し、国の基準で算定することになっていますが、軽減世帯の割合が令和6年の10月末現在で60%から58%に減ったために、大きい影響が出ています。

産前産後保険料繰入金が37万6,000円の減です。出産される方の産前産後の保険税を軽減する措置を令和6年度から実施しており、その費用を一般会計から繰入するということになっています。令和7年度予算では、出産件数や軽減額、繰入金額などの推定ができるようになり、37万6,000円の減額となりました。

その他繰入（窓口無料医療対策等）は、79万9,000円の減です。町の窓口無料医療対策ですが、医療費増加につながるということで令和5年度まで、国から交付金減というペナルティを受けてきました。このため、国保会計の損害分として一般会計から繰り入れていたのですが、令和6年度から国の方針が変わり、ひとり親医療費助成の「18歳に達する日以後の最初の4月1日以後である被保険者」以外のペナルティは廃止されたことから、一般会計から負担してもらう繰入金額の減少を見込んでいます。

9款 その他の収入が10万円減です。延滞金の減が要因です。
（歳出について）

1款 総務費一般管理費ですが、15万9,000円の減です。人件費や、郵便料が増えた一方、情報センター負担金が減額となりました。

国保連合会負担金ですが、国とオンラインで資格の確認を行うためのシステム運営負担金の単価が上がったことが要因で、5万6,000円の増となっております。

賦課徴収・滞納処分費、23万8,000円の増。要因として国保税のコンビニ納付書が、令和8年1月から新しい様式となることにより、印刷製本費が増額となりました。

2款 保険給付費ですが、一般被保険者分の保険給付費が減っていますが、被保険者の減が要因です。

出産育児一時金は想定件数を9件から6件に減らしたことで、1件

当たり 50 万円、3 件 150 万円の減となっています。

葬祭諸費、1 件 5 万円の葬祭費を支給しておりますが、想定件数を 38 件から 30 件に減らしまして、40 万円の減となっています。

傷病手当諸費、1,000 円となっていますが、コロナウイルス感染症の傷病手当金が、令和 7 年の 5 月まで申請される可能性があることから、予算を残しています。

3 款 国保納付金は、大きく減少していますが、要因としては、被保険者数の減により県からの提示額が減少したこと、提示の時期が予算の査定に間に合いましたので、細かい金額を計上させていただいています。

5 款 保健事業費ですが、保健福祉支援センター施設管理費（給与費等）が 137 万 4,000 円の減で、職員の異動による人件費の減が要因です。保健事業、22 万 9,000 円増となっていますが、主な要因は郵便料の値上げです。

7 款 諸支出金ですが、20 万円の減です。要因は国保税の還付金の見込額の減です。

以上、令和 7 年度国保特別会計当初予算案の説明となります。

なお、税制改正もそうですが、国会で審議中の制度もあり、国保の運営も流動的な部分があります。場合によっては補正予算などで対応しなければならない事態もありますが、併せてご了承いただきたく存じます。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。

G 委員 全体で約 5,000 万円の減ということですね。

事務局 はい。歳入、歳出ともに、前年度比約 5,000 万円の減となります。

議 長 他に何かありますか。

各委員 異議なし

議 長 無いようですので、議事 2 は承認されました。

議 長 議事 3 その他

事務局に説明を求めます。

事務局 （参考資料(マイナ保険証の利用状況)を使い説明)

<主な説明>

マイナ保険証の利用状況について説明させていただきます。

参考資料 1 ページ左ですが、12 月時点で月間のオンライン資格確認の件数に占めるマイナ保険証によるオンライン資格確認の件数の値となります。全国のマイナ保険証の利用率が 25.4%となっています。毎月上がっているのがわかります。

右側が都道府県別になるんですが、山梨県は全国より少し下がっている 22.5%となっております。

次に 2 ページです。左上が全国の市区町村国保の利用率で、25.9%、全体の利用率の 25.4%より少し高い値となりました。

山梨県の市町村国保のみですと 25.3%で、県全体の利用率の 22.5%より高い数字となっております。しかし右側の富士川町の国保のみで見ると 20.4%であり、徐々に上がってはいるものの、まだまだ低い状況にあります。今後利用率の向上に向けた取り組みが必要であると事務局の方で考えております。

議 長 マイナ保険証の利用状況ですが、どの都道府県も 50%いっていない。これが現状なんですね。

事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。

各委員 なし

事務局 引き続き事務局からの情報提供です。

（参考資料(国保新聞より)を使い説明)

＜主な説明＞

参考資料の 3 ページをご覧ください。事務局からの情報提供です。

3 ページ右が、「子ども・子育て支援金制度」に関する記事です。国が令和 8 年度から賦課・徴収を予定している制度で、国保税の医療分、後期高齢者支援分、介護分に、子ども・子育て支援金分を加え、被保険者から負担していただく制度です。令和 7 年度にはシステム改修等の補正予算が必要となることが想定されます。

3 ページ左が、「適用拡大で国保 110 万人減」の見出。賃金要件(8.8 万円以上)撤廃などの社会保険の適用拡大で、国保の被保険者が激減するという内容です。改正は令和 8 年 10 月を想定していますがまだ流動的です。

4 ページ右が、「高額療養費の見直し」の記事です。今年の 8 月から段階的に自己負担限度額を引き上げていくという内容です。

4 ページ左が、「入院時食費を 690 円に」の記事ですが、令和 7 年度から入院時食費について患者の自己負担額を引き上げるという内容

になっています。

以上、制度改正の情報提供ということで載せさせていただきました。
参考にご覧ください。

議 長 団塊の世代が後期高齢者になり、これからも様々な問題が起きてく
ると思います。未だ流動的な事項が多いですが、事務局の説明に対
し、何か意見、質問などありますでしょうか。

各委員 なし

議 長 無いようですので、議事3は終了します。

議 長 これで議事を締めさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事務局(課長) **(事務連絡)**

次第にありませんが、ここで事務連絡がございます。

事務局 条例に基づき、町から委員の皆様に委員報酬をお支払いする予定で
す。金額は年額8,000円で3月を予定しています。
3月になりましたら事前通知をお送りし、以前指定いただいた口座
に振り込みますのでご確認ください。

事務局(課長) 委員の皆様から何かございますか。
ありませんので、次第を進めます。

事務局(課長) **次第5 閉会**

副会長 (あいさつ)

(午後8時15分閉会)

富士川町国民健康保険

運営協議会会長.....

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....